

(調査委託事業)

**脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業
実証要件適合性等調査（2024年度第2回）**

公募要領

2024年7月18日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部

【受付期間】

2024年7月18日(木)～2024年8月19日(月)正午アップロード完了

【提出先及び提出方法】

- ウェブ入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(4)提出書類」）のアップロードを行ってください。

＜ウェブ入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/pwn0wjkeke5>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	4
2. 事業概要	4
(1) 背景／目的	4
(2) 事業の流れ	4
(3) 対象とする技術・実証研究の要件	8
(4) 対象国・地域	8
(5) 本調査の期間	9
(6) 本調査の予算	9
(7) ステージゲート審査	9
3. 応募要件	9
4. 提案書の提出期限及び提出先	11
(1) 提出期限	11
(2) 提出先	11
(3) 提出方法	11
(4) 提出書類及び提出時のファイル形式及びファイル数	13
(5) 提出にあたっての留意事項	15
5. 秘密の保持	15
6. その他	15
7. 委託先の選定	16
(1) 審査の方法について	16
(2) 審査基準	16
8. 留意事項	19
(1) 契約・交付及び委託業務・助成事業の事務処理について	19
(2) 標準化への対応	19
(3) 国立研究開発法人から民間企業への再委託	19
(4) 研究開発計画の見直しや中止	20
(5) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別紙6）	20
(6) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別紙7）	20
(7) 追跡調査・評価	20
(8) 「国民との科学・技術対話」への対応	20
(9) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	21
(10) 研究活動の不正行為への対応	22
(11) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	23
(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は「参考2」）	24
(13) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	24
(14) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	25
(15) 研究開発資産の帰属・処分について	27
(16) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	27
(17) 物品の調達について	28
9. 説明会の開催	28
10. 問い合わせ先	28
11. NEDO事業に関する業務改善アンケート	28
【参考1】ステージゲート審査、事業化評価、フォローアップの審査基準（予定）	29
【参考2】財産の処分制限と収入の控除、収益納付	30

**「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業／実証要件適合性等調査」
に係る2024年度第2回公募について
(2024年7月18日)**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2024年度に「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」（以下、「本事業」という。）の「実証要件適合性等調査」（以下「本調査」という。）を実施する予定です。本調査への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業／実証要件適合性等調査

2. 事業概要

(1) 背景／目的

世界のエネルギー供給は、国際エネルギー機関（IEA）によると世界各国で省エネルギー政策を実施したとしても2050年には2021年比で約1.2倍となる見込みであり、海外においてエネルギー消費の拡大を抑制することは、我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するものです。同時に、エネルギー起源の温室効果ガスの排出抑制を通じて、地球温暖化問題の解決に貢献することは、エネルギー・環境関連産業の発展にもつながるものです。

本事業では、我が国が強みを有し、かつS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資するエネルギー技術を対象に、相手国政府機関等との協力の下、海外の環境下での有効性を実証し、その技術の国内外での普及につなげることを目的とします。これにより、海外のエネルギー消費の抑制を通じた我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するとともに、温室効果ガスの排出削減を通じた地球温暖化問題の解決に寄与することを目指します。また、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果の還元を目指します。

（参考）本事業の基本計画及び実施方針 https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html

(2) 事業の流れ

本事業は、①実証要件適合性等調査、②実証前調査、③実証研究、④フォローアップの4つのフェーズによって構成され、採択された個々の案件（以下、「個別テーマ」という。）は、①は委託事業として、②以降は助成事業として実施します。①実証要件適合性等調査の終了時に個別テーマの間で競争選抜（以下「ステージゲート審査」という。）を行い、実証研究候補として有望と認められた個別テーマは、②実証前調査に移行します。②実証前調査の終了時には個別テーマ毎に事業化評価を行い、実証研究の実現可能性及び技術の普及可能性が十分認められた個別テーマは、③実証研究に移行します。また、実証成果の普及活動のNEDOによる支援が必要かつ有効と認められる個別テーマは、④フォローアップを実施することがあります。

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な個別テーマの管理、実施方法に係る助言、情報提供及び相手国政府等との相手国と締結する合意文書（以下、仮にMOU (Memorandum of Understanding) 等

という)の締結等を行います。個別テーマの実施者には、個別テーマの具体的な方法、手段、手順(相手国企業との調整及び実証研究を実施するために必要な権利義務関係を規定する契約文書(以下、仮にPA(Project Agreement)という)の締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の設計・製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む)の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

進捗・流れ



図1：個別テーマの流れ

それぞれのフェーズにおける内容、実施形態、予算、期間、対象費用は以下のとおりです。

① 実証要件適合性等調査【本調査、今回の公募対象】

提案者が実証したい技術を対象として、相手国政府機関や相手国企業等と意見交換しつつ、当該技術のビジネス展開を狙う国・地域におけるエネルギー事情、関連政策、ビジネス環境等の情報収集を行うとともに、実証研究の実現性及び普及可能性の検証を行います。本調査の結果をもとに、実証要件適合性等調査を完了した他の個別テーマとの間でステージゲート審査を受け、実証研究の対象として有望であると認められた場合は実証前調査に移行します。

実施形態：委託事業（NEDO負担率100% 調査委託契約標準契約書の締結を想定）

規模：1テーマあたり20百万円以内（税込）

期間：原則1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「間接経費」、「再委託費」※

※「再委託費」は、合理的な理由がある場合のみ。

② 実証前調査

実証要件適合性等調査で得られた結果に基づき、実証機器・システムの設計、実証研究の詳細計画、実証研究後の企業化計画を検討します。加えて、PAの原案を作成し、相手国企業との議論を通じて内容についての事前の合意を取り付けます※。この実証前調査の結果をもとに、外部有識者による審査を含む事業化評価が行われ、実証研究の実現可能性と技術の普及可能性が十分認められた場合は、実証研究に移行します。

実施形態：助成事業

規模：1テーマあたり原則40百万円以内（実施者負担分含む）

補助率：大企業1/2以内、中小・ベンチャー企業2/3以内^(注)

期間：原則1年以内（ただし、これを超える場合には個別協議とする）

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）

※実証研究への移行が事業化評価により認められた後にPAを締結することについて、相手国企業に理解していただくよう注意してください。また、MOU等と整合を取るために、PA案をNEDOと共有していただきます。

③ 実証研究

相手国企業と実証研究の実施に関するPAを締結（NEDOは相手国政府機関等と協力に関するMOU等^{※1}を締結）した上で、以下の（i）から（iv）を実施します。

- （i）実証研究の詳細計画の策定、実証機器・システムの設計
- （ii）製作・輸送^{※1}
- （iii）設置・試運転
- （iv）実証運転・普及啓発^{※2}

※1 MOU等とPAを締結することが、実証研究を開始するための条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできません。NEDOは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOU等の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんのでご了承ください。

※2 最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりがかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要があります。なお、助成事業を実施するために購入、又は製造した取得資産は、助成事業者に所有権が帰属しますが、国際実証研究費助成交付規程[※]に基づき、取得日から一定期間、処分について制限が課されます。【参考2】財産の処分制限と収益納付

※3 実証研究終了後、成果についての事後評価・追跡調査に御協力いただきます。

実施形態：助成事業

規模：1テーマあたり原則40億円以内（実施者負担分含む）

補助率：大企業1/2以内、中小・ベンチャー企業2/3以内^(注)

期間：原則3年以内

対象費用：「機械装置等費」、「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」

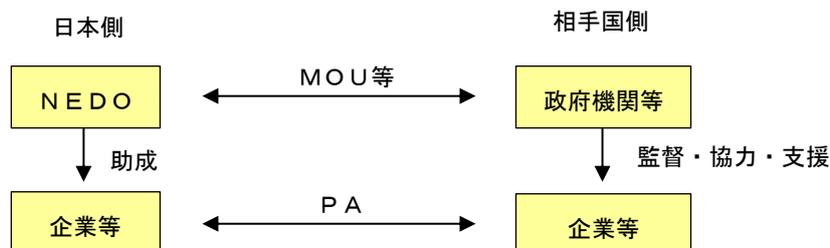


図2：実証研究の体制

④ フォローアップ

NEDOの支援による成果普及活動が必要かつ有効と認められる場合、見学会・セミナー・展示会への参加・開催、人材育成、専門家派遣等を実施します。

実施形態：助成事業

規模：原則20百万円（実施者負担分含む）

補助率：大企業1/2以内、中小・ベンチャー企業2/3以内^(注)

事業期間：原則1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）

(注) 大企業及び中小・ベンチャー企業の定義は以下のとおりです。

* 大企業とは以下に定義する中小・ベンチャー企業を除いた企業

* 中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業の出資比率が一定比率を超えず(注1)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種※1	資本金基準※2	従業員基準※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(ウ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(ウ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)

(3) 対象とする技術・実証研究の要件

以下のすべての項目を満たしていることを必須とします。採択審査にて、いずれかの項目を満たしていないとの結論に至ったものは不採択となります。

- 1) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果（以下「削減・代替効果」という）が期待できるもの。
- 2) 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。又は、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証研究を通じて、日本への成果還元が期待できること。
- 3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証研究を行う地域特有の運用上の課題が明確であること。
- 4) 以下の7つの技術分野のいずれかに当てはまるもの。
 - ① 省エネルギー技術（高効率電力・熱供給、熱エネルギーの有効利用、製造プロセス省エネ化、ZEB/ZEH・LCCM住宅、省エネ型情報機器・システム、次世代自動車、ITS・スマート物流 等）
 - ② 次世代火力発電・CCUS技術（次世代火力発電、CCUS）
 - ③ 水素・燃料電池・アンモニア技術（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用、燃料電池、アンモニア製造、アンモニア利用（②に該当するものを除く））
 - ④ 新エネルギー技術（太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー利用その他新エネルギー関連（②及び③に該当するものを除く））
 - ⑤ スマートコミュニティ技術（電力需給調整、マイクログリッド、エネルギーマネジメントシステム（①に該当するものを除く）、系統連系、MaaS）
 - ⑥ 環境技術（3R・水循環、フロン対策）
 - ⑦ 産業技術（ロボット、航空、AI、IoT、材料、ナノテクノロジー、バイオ（他分野に該当するものは除く））

(4) 対象国・地域

対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域（例：タイ、台湾等）。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上※に指定されている国・地域は除きます。

なお、上記で対象となる国・地域であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>）に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

※個別テーマの開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、個別テーマを中止する場合があります。

(5) 本調査の期間

本調査の期間は原則1年以内です(提案内容を踏まえNEDOと協議の上契約締結時に決定します)。なお、参考までにステージゲート審査の時期((8)を参照)を踏まえて、以下の選択肢を先に示しておきます。

- ① 2025年度上期ステージゲート審査への応募を目指す場合、NEDOが指定する日から2025年3月末まで
- ② 2025年度下期ステージゲート審査への応募を目指す場合、NEDOが指定する日から2025年9月末まで

(6) 本調査の予算

本調査の1テーマあたりの予算は20百万円以内です。

(7) ステージゲート審査

ステージゲート審査は、本調査完了後に実証前調査に進むために受けていただく審査で、毎年2回実施しています。本調査の終了後約2年以内にいずれかの審査を受けていただきます。

- ① 上期ステージゲート審査
応募期間：3～4月頃
審査期間：4～6月頃
審査委員会：6月頃
- ② 下期ステージゲート審査
応募期間：9～10月頃
審査期間：10～11月頃
審査委員会：11月頃

正式な日時は実証要件適合性等調査の期間に別途NEDOから提示いたします。仮に、ステージゲート審査で不採択となった場合でも1回に限り再度審査を受けることが可能ですが、追加の調査が必要となった場合は提案者の自己負担となります。

ステージゲート審査を受けるためには、NEDOが指定する期日までに、ステージゲート審査に必要な資料をNEDOに提出していただきます。ステージゲート審査に必要な書類は、本事業紹介ページの「[実証前調査以降の実施内容及び手続に係る説明](#)」に沿って作成していただく予定です。ステージゲート審査に必要な資料等は本公募で採択された提案者に提示します。

3. 応募要件

本調査への応募(提案)資格のある法人は、次の①～⑥までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。部分提案(調査内容の一部のみを実施する提案)は受け付けません。(部分提案とは、仕様書に定める調査内容の全てではなく、調査内容の一部についての提案を行うことです。)

なお、複数者で応募(提案)する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡を行う者を幹事提案者として提案書に記載し、各提案者の責任と役割を明確にして下さい。再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は、別紙4「再委託の理由及びその内容」を御記載ください。

- ① 当該技術又は関連技術の研究開発、調査又は事業実績を有し、かつ、事業目標達成及び調査又は事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制を有していること。
- ③ N E D Oが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 提案者は日本法人（登記法人）であること。ただし、以下 i から iv の条件を満たす外国法人も提案者とすることを可能とする。
 - i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること
提案者たる日本法人が議決権付株式等の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式等の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、N E D Oが適当と認める日本法人の海外現地法人^(注)であること。
(注) 提案者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であること。
 - ii. 日本法人との共同提案
日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。
 - iii. 国内代理人の選任
海外現地法人とN E D Oとの間の各種書類の授受、N E D Oの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人は i に規定する日本法人を事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。
(実証前調査以降の助成事業において、国内代理人は海外現地法人がN E D Oに負う金銭債務について連帯で履行すること)。
 - iv. その他
契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。
なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等については、海外現地法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。N E D Oと海外現地法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該海外現地法人又は国内代理人の負担で講ずること。
- ⑤ 「実証研究」を実施するにあたり、提案者又は複数での提案の場合は提案者の一部が、
 - i. 「実証研究」を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
 - ii. 「実証研究」に係る企業化（ビジネス展開）に対する構想を有すること。
 - iii. 「実証研究」の遂行及びその後の企業化を行うことができる財務状況にあること又は資金調達力を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同で提案する場合は、企業化に向けた各提案者の責任と役割が明確化されていること。

4. 提案書の提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただしNEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024年8月19日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

※NEDO公式X（旧 Twitter）をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式X（旧 Twitter）：<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

ウェブ入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/pwn0wjkeke5>

(3) 提出方法

「4.（2）提出先」のウェブ入力フォームで以下の①～⑭を入力していただき、⑮・⑯をアップロードしてください。⑮にアップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、⑯にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、指定のファイル形式に変換の上一つのzipファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出希望時には、⑰に初回の受付番号を記載の上、再提出してください。

提出された提案書を受理した際には幹事提案者連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

<入力項目>

- ①提案事業名（日本語）【50字以内】
- ②提案事業名（英語）
- ③提案方式（単独提案 or 共同提案）
- ④幹事提案者番号（13桁）
- ⑤幹事提案者名称（日本語）
- ⑥幹事提案者名称（英語）
- ⑦幹事提案者連絡担当者氏名
- ⑧幹事提案者連絡担当者職名
- ⑨幹事提案者連絡担当者所属部署
- ⑩幹事提案者連絡担当者所属住所
- ⑪幹事提案者連絡担当者電話番号
- ⑫幹事提案者連絡担当者Eメールアドレス
- ⑬対象国 or 地域

⑭対象技術分野（複数選択不可）

実証のコア技術に最も近い技術分野を【必ず1つのみ】選択

- ① 省エネルギー技術（高効率電力・熱供給、熱エネルギーの有効利用、製造プロセス省エネ化、ZEB/ZEH・LCCM住宅、省エネ型情報機器・システム、次世代自動車、ITS・スマート物流 等）
- ② 次世代火力発電・CCUS技術（次世代火力発電、CCUS）
- ③ 水素・燃料電池・アンモニア技術（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用、燃料電池、アンモニア製造、アンモニア利用（②に該当するものを除く））
- ④ 新エネルギー技術（太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー利用その他新エネルギー関連（②及び③に該当するものを除く））
- ⑤ スマートコミュニティ技術（電力需給調整、マイクログリッド、エネルギーマネジメントシステム（①に該当するものを除く）、系統連系、MaaS）
- ⑥ 環境技術（3R・水循環、フロン対策）
- ⑦ 産業技術（ロボット、航空、AI、IoT、材料、ナノテクノロジー、バイオ（他分野に該当するものは除く））

⑮実証研究の概要【150字以内】

⑯技術的ポイント【300字以内】

⑰幹事提案者研究開発責任者

⑱共同提案者（再委託含む）及び研究開発責任者（法人名称（日本語名及び英語名）・氏名）

⑲利害関係者（該当なしの場合は「なし」と記入。）

⑳事業期間（実証要件適合性等調査の期間を記入。）

㉑提案額（実証要件適合性等調査の提案総額（円単位）を記入。）

㉒初回の申請受付番号【※再提出の場合のみ】

㉓本公募に応募した経緯

㉔前項目㉓の具体的な内容

㉕提出書類（事業概要書・提案書本文）（詳細は後述）

㉖提出書類（その他）（詳細は後述）

<①提案事業名（日本語）の説明>

- 実証する技術名称だけでなく、実証の目的が分かる説明も入れてください（例：〇〇のための××実証研究（国 or 地域名））。
- 「脱炭素化・エネルギー転換」を目的とした予算で実施される事業であることに鑑み、省エネ化や再エネ導入を示唆する言葉を含め、極力平易な言葉を用いてください。

<⑲利害関係の説明>

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の

徹底を図ることといたしております。

- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案事業名（日本語）、⑤・⑩提案者名称、⑬技術的ポイントを採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑭利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

（４） 提出書類及び提出時のファイル形式及びファイル数

<⑮提出書類(事業概要書・提案書本文)の説明>

以下の書類は（別紙５）事業概要書、（本紙、別紙１から４）提案書本文の順番で１つのPDFファイルにし、⑮でアップロードすること。最大100MB。

提案書（事業概要書・提案書本文）：PDF形式 [1ファイル]

<⑯提出書類(その他)の説明>

以下の書類はそれぞれ指定された形式で作成し、１つのZipファイルにまとめて⑯でアップロードすること。最大100MB。

（別紙５）事業概要書

：パワーポイント形式 [1ファイル]

※⑮と同じ内容だが形式が違う

（別紙６）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

：PDF形式 [提案者毎]

※認定の事実がある提案者は認定証書のコピーも提出

（別紙７－１）情報管理体制等の確認票

：PDF形式 [提案者毎]

※対応するエビデンスも提出。

（その他）会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）

：PDF形式 [提案者毎]

（その他）直近の事業報告書

: P D F 形式 [提案者毎]

(その他) 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)、キャッシュフロー計算書、株主(社員)資本等変動計算書)

: P D F 形式 [提案者毎]

※原則円単位。連結決算の場合は連結のもの。審査の過程で追加資料の提出を求められる場合がある。3年分の財務諸表を提案者単位でまとめて1つのP D Fファイルとすること。

※「株主(社員)資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

(その他) 最新の現在事項証明書の写し

: P D F 形式 [提案者毎]

※履歴事項証明書又は代表者事項証明書でも可。

(その他) N E D Oが提示した契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書

: P D F 形式 [1 ファイル]

※調査委託契約標準契約

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2024_3yakkan_chousa.html

【別紙6: ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況】

- ・ 提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

【別紙7: N E D O事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス】

- ・ 提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。
- ・ なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります)。

【中小/ベンチャー企業又は非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データを作成していない場合】

- ・ 事業報告書や財務諸表等の書類を作成していない場合は、本提案に際して新たに必要書類を作成の上、提出すること。作成していない場合でも、提出は免除されませんのでご注意ください。なお、会社概要を事業報告書として提出することは認めません。また、提案者に親会社がある場合でも、当該提案者の事業報告書や財務諸表を提出してください。
- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会

社案内・事業報告書を英文もしくは和文で提出してください。

- ・ 現地国法規制等により、外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は必ず事前に公募事務局まで相談してください。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 締切日前に再提出を希望する場合は、ウェブ入力フォームの所定の欄に初回の受付番号を記載の上、再提出してください。なお同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください（受付番号の表示は受理完了とは別です）。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ **提出期限までに届かなかった書類、「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類、不備がある提出書類は受理できません（書類不備等が非常に多くなっていますのでご注意ください）。**
- ・ **受理後であっても、書類の不備等が発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。**
- ・ 無効となった提出書類はNEDOで破棄させていただきます。

5. 秘密の保持

- ・ NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ・ ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を提供することがあります。

6. その他

- ・ 新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。
- ・ 共同提案者に外国法人が含まれている場合は、調査委託契約締結時に「外国法人に委託する場合の覚書」も併せて締結していただきます。
- ・ 提案後、もしも審査の過程で提案内容に変更等が生じた場合は、速やかに公募事務局まで報告してください。変更等の内容によっては、提案が無効となる場合もございます。また、採択決定後に変更等が生じた場合においても同様で、場合によっては採択取り消しとなる場合もございます。

ます。

- ・ 費用の支払い（概算払い等）にあたり、NEDOが経費の支払実績額を必要に応じて確認することがあります。
- ・ ステージゲート審査を受験するためには、実証研究内容と相手国企業（PA締結予定先）とが定まっていることが必要です。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

- ・ 受理した提案に対し、一次審査として外部有識者による書面審査を、二次審査として外部有識者で構成される採択審査委員会におけるプレゼンテーション審査をそれぞれ行い、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に委託先を決定します。
- ・ 審査は、受理した提案書類、添付資料等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング又は資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者にプレゼンテーション審査に出席していただきますので、日程の調整にご協力をお願いいたします。
- ・ 一次審査の結果によっては、二次審査なしで採否を決定する場合もございます。
- ・ 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

① 採択審査の基準

項目		重視するポイント
要件審査	対象技術の 適格性	・ 顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	提案者の財 務状況	・ 実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあること、又は資金調達力を有していること。
	重複	・ 国（国立研究開発法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託費等）において過去実施した事業又は現在実施中の事業と、同一の提案者による同一の研究開発課題でないこと。
	公的資金投 入の意義	・ 当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）があることにより公的資金を投入する意義があること。
ワーク・ ライフ・ バランス 等推進に 関するも の※	ワーク・ラ イフ・バラ ンス等推進 企業に関する認定等の 状況	・ 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であるか。

対象技術 の妥当性	対象国の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 対象国において、提案技術に対するニーズが強く存在し、実証後に普及することが期待できるか。または、日本にはない市場環境が存在する／日本にある規制が存在しないなどにより、対象国において提案技術の実証を行いデータを収集することにより、国内外での普及に資することができるか。
	政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 対象国に提案技術を普及させることが対象国の政策と一致しているか。また、日本政府の政策と整合性があるものとなっているか。
	対象技術の有効性	<ul style="list-style-type: none"> 提案技術は対象国のニーズに応えるものか。ニーズの解決に貢献する技術か 同じく対象国のニーズに応えることができるであろう競合技術・代替技術の分析がされているか。それらよりも、コスト面・運用面で優位性があることが期待できるか。 優位性は実証後も維持されると期待できるか。
	実証要素の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 提案技術を対象国に適用するに当たって、技術的な課題があり、その適切な解決手段として実証要素が示されているか。 実証要素を達成することにより、普及へ繋がることを期待できるか。
実証計画 の妥当性	実施体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 日本及び対象国において、実証研究を実施して技術開発課題を解決するために必要な技術を有する体制となっているか。 補助金適正化法や NEDO の規定を踏まえて、助成先・委託先の関係が整理されているか。 相手国企業と日本企業との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。
	実施サイトの適切性	<ul style="list-style-type: none"> 実証研究を行うに当たって適切な実施サイトが選定されているか。 実証研究に向けた準備が進められているか。
	成果目標の具体性及び適切性	<ul style="list-style-type: none"> 実証の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠は明確か。 その他の成果目標がある場合は具体的に記載できているか。 設定された目標は国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっているか。
	必要な手続の網羅性	<ul style="list-style-type: none"> 実証を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて具体的な記載があるか。
	予算の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。 スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。
	リスクとその対策の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。
	対象 事業	市場分析

技術の普及性	戦略		<ul style="list-style-type: none"> 外部環境要因（政治、経済、社会、技術）も考慮した市場分析（規模、成長性、価格推移など）が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。 実証を実施するタイミングとしてふさわしいか。不透明な外部環境の状況（原料調達価格の下落や補助金の確保等）を前提にしないと実用化シナリオが成り立たないということはないか。
		競合分析	<ul style="list-style-type: none"> 対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（例：ターゲット、マーケティング手法、技術の標準化の対応など）の検討がなされているか。
		成果普及時のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。
		資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。
事業収益性		供給者（収益性）	<ul style="list-style-type: none"> 想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。 投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。
		供給者（売上）	<ul style="list-style-type: none"> 実証における NEDO 負担額に見合う売上が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。
		需要者（受容性）	<ul style="list-style-type: none"> 需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）、メリットが見込めるか。

※2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

③ 委託先の公表及び通知

i. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

ii. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

iii. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

iv. スケジュール

2024年 7月18日（木） : 公募開始

7月24日（水）	:	公募説明会（オンライン開催）
8月19日（月）	:	公募〆切
10月上旬（予定）	:	採択審査委員会（外部有識者による審査）
10月下旬（予定）	:	委託先決定・NEDOウェブサイト公表
11月頃（予定）	:	契約締結

8. 留意事項

(1) 契約・交付及び委託業務・助成事業の事務処理について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

実証前調査に移行し助成金の交付を行うときは、国際実証研究費助成交付規程が適用されます。また、助成金の交付を受けるための事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、国際実証研究費助成交付規程では、実証研究で取得する財産の処分に制限がかかること、事業終了後5年間は企業化状況報告書の提出及び収益納付の義務が課せられること等、様々な注意点がありますので、あらかじめ内容を御確認ください。

【参考】

- ・ 助成事業の手続き：交付規程・様式
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html
- ・ 助成事業の手続き：マニュアル
<https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf>

(2) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準化が有効なツールとなることがあります。そのため、本事業では、事業開始時に、NEDOと標準化に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準化が合致すれば、必要に応じ実証実施期間中から、当該実証成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

(3) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(5) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別紙6）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(6) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別紙7）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採扱扱いとなります。）

(7) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページ「VI. 終了時評価及び追跡調査」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100970022.pdf>

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備

が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(10) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gi_jutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本調査への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

FAX 番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

（11）RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業にて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は「参考2」）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがあります。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(13) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（14） 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

(15) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

(16) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中

・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

（17） 物品の調達について

本事業の実施にあたって必要となる設備・機器等については、技術実証内容に照らし合わせ、国内製品に限らず、国内外から技術的優位性のあるものを調達することとします。ただし、本事業を実施するにあたって支障のない範囲で、経済性を重視して調達することも可とします。

9. 説明会の開催

本公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を次の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加を希望される場合は申込み期限までに参加申込 URL より登録してください。

【オンライン開催】

日時： 2024年7月24日（水）13時30分～14時30分（日本時間）

参加申込み URL : <https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/f637ofqj3z9v>

申込み期限：2024年7月19日（金）正午

アクセス方法等：参加登録者宛にメールにて2024年7月23日（火）目処にご連絡予定

10. 問い合わせ先

本公募に関する内容及び契約に関するお問合せは説明会で受け付けます。それ以降は、2024年8月9日（金）まで、下記宛電子メールで受け付けます。また、希望者に対しては、8月7日（水）までの面談も受け付けます。面談を希望する場合は対面／オンラインどちらを希望するかを明記してください。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 海外展開部

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業

公募担当（石田、横溝、田村）

E-MAIL : kokusaijissy@ml.nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

【参考1】ステージゲート審査、事業化評価、フォローアップの審査基準（予定）

ステージゲート審査及び事業化評価においても、外部有識者で構成される委員会と、NEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。フォローアップはNEDO内部の審査のみです。

ステージゲート審査及び事業化評価の審査基準（予定）については、実証要件適合性等調査の採択審査時と項目や重視するポイントは変わりませんが、「賃上げの実施企業への優遇に関するもの」という項目（加点要素）が追加されます。

フォローアップの審査基準（予定）については以下のとおりです。

項目		重視するポイント
要件審査	フォローアップ調査の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。 ・提案者（複数で提案の場合はいずれかの者）が実証研究で対象とした技術に対する知見を有すること。
	提案者の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップの実施およびその後の普及活動を行うことができる財務状況にあること、又は資金調達力を有していること。
	公的資金投入の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップに公的資金を投入することが適切と考えられるか。
フォローアップの内容	フォローアップ計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・効率的な実施内容となっているか。 ・フォローアップの実施に必要な体制（技術者、設備等含む）となっているか。 ・フォローアップの目標が適切に設定され、その根拠は明確か。
	成果目標の具体性及び適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・実証研究の成果目標が達成され、技術が普及する見込みが得られているか。
	リスクとその対策の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・普及に向けてリスクマネジメント管理シートが適切に更新され、必要な対策がとられているか。
対象技術の普能性	事業戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・事業体制、市場分析、競合分析、成果普及時のリスク管理、資金調達等が、事業化評価時から悪い方向に大きく変わっていないか。
	事業収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・供給者（収益性）、供給者（売上）、需要者（受容性）の観点で、事業化評価時から悪い方向に大きく変わっていないか。

【参考2】財産の処分制限と収入の控除、収益納付

助成の場合、取得した財産（消費税抜きで50万円以上）は助成事業者に帰属し、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表を参照）の期間中、助成金の交付目的に従って使用すること（目的内使用）が求められています。転用（助成事業者が交付目的以外の目的で使用）、譲渡、交換（他者の財産と交換）、貸付け、担保に供する処分（担保権を設定）、取壊し、廃棄の場合は、一定の額をNEDOに返納していただく必要がありますのでご注意ください。

実証事業期間中に有価物が副生物として発生すること等により、助成事業者に収入が生じた場合は、当該収入を控除する必要がありますのでご注意ください。

また、事業終了後の5年間は、事業の成果による収益が発生したと認められる場合、その一部※1をNEDOに納付していただくことがあります。詳細は課題設定型産業技術開発費助成事業の事務処理マニュアル※2でご確認ください。

※1 収益納付額＝助成事業に係る当該年度収益額×助成金寄与度

※2 事務処理マニュアル <https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf>

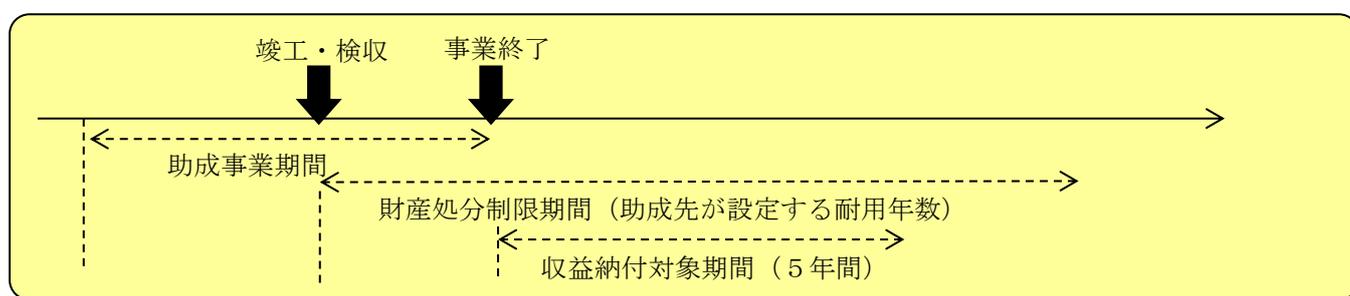


図3：助成事業期間、財産処分制限期間、収益納付対象期間の基本的な考え方

財産の保有者（所有権）		実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成事業者	自ら使用	目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合※4で返納
	相手国企業に貸付	無償 (ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。)	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納
		有償	目的外使用 で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。
相手国企業	有償譲渡		目的外使用 で財産処分とみなす →譲渡額※5×助成割合で返納
	無償譲渡		目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。

【注意】必ず、どのケースに該当するかについて個別にご相談ください。